

令和5年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第18日（令和5年7月6日 木曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第40号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」までの議案7件を一括議題  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 主幹 | 丹生石大介 君 |
| 主任 | 和泉 美紀 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                        |         |                         |         |
|------------------------|---------|-------------------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副市長         | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼<br>会計課長          | 井上 美樹 君 |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員       | 谷崎 清 君  | 企画財政課長                  | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 東 直能 君  | 危機管理課長                  | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                  | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長    | 中村 浩司 君 |
| 健康推進課長                 | 竹池 亮 君  | 福祉事務所長                  | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長               | 中尾 吉宏 君 |
| 農林水産課長補佐               | 和泉 誠 君  | 水 道 課 長                 | 山本 実 君  |
| じんけん課長                 | 窪内 研介 君 | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 |
| 教 育 長                  | 岡崎 哲也 君 | こども未来課長                 | 中津 恵子 君 |
| 生涯学習課長                 | 西原 貴樹 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会6月会議、第18日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第40号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」までの議案7件について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、岡本 詠君。

（予算決算常任委員会委員長 岡本 詠君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（岡本 詠君） おはようございます。

令和5年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」

歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

歳出中、5款1項5目畜産振興費について。

委員から、配合飼料高騰激変緩和対策事業費補助金の詳細について執行部に説明を求めました。

執行部によりますと、内容としては、配合飼料の価格上昇分に対する補填であり、価格上昇分の50%を支援する事業を国が県を通じて実施しており、この事業に上乗せし、価格上昇分の40%を市が支援するものであり、畜産農家の件数は、牛が3件、豚が1件、養鶏が3件となっているとの説明がありました。

委員から、これは農業だが、水産業の養殖で使うところがあると思うが、対象にならないかとの質疑に対し、執行部によりますと、畜産農家が対象であり、水産業の養殖業者は対象とならないとの説明がありました。

また、委員から、予算審議における事業説明書では4月から9月までが対象とのことだが、10月以降は継続されるのかとの質疑に対し、執行部によりますと、この事業は、県の事業に上乗せという形をとっており、現在、県もこの4月から9月までを対象としているので、今回、市も同じように4月から9月までを計上している。10月以降は、また県の動きを見ながら検討していきたいとの説明がありました。

委員から、10月以降支援がない可能性があるなら、9月までに買い置きをしておいたらどうか、そういう指導や声かけをしたらよいのではないかとの質疑に対し、執行部によりますと、この補助金の支援が、実際に購入した数量もしくは、最初の1年間の契約数量のどちらか少ないほうに応じて支出しようとするもので、支援が10月以降ないかもしれないということで、9月までに多く購入しても、この契約数に応じて出すため超えた分は補助対象にならないものであるとのこと。また、今後についてはどうなるか分からないが、畜産農家には適切に周知していきたいとの説明があり、了承いたしました。

歳出中、9款3項2目教育振興費について。

委員から、中学校体育連盟事業補助金の詳細について執行部に説明を求めました。

執行部の説明によりますと、この補助金は、中学校の運動部の生徒がいろいろな大会に出場する際の宿泊費や交通費などの経費に対して補助するものとのこととあります。

昨年度までは、市のマイクロバスが2台あり、これを利用して市内の交通事業者には運転業務を委託していた。また、市のマイクロバス2台で足りない場合やほかの課の業務で空いていないときなどは、市外の交通事業者のバスを借り上げ、各種大会への参加を行っていたが、今年の4月から運転業務について、市内の交通業者が対応できないということになったため、市外の交通事業者のバスの借り上げのみで対応しなければならなくなったとのこととあります。

なお、今年度から、業者が運転業務を対応できなくなった理由としては、スクールバスの運行については、個人委託で運行している路線を除くと全部で8路線あり、毎年路線ごとに入札

によって業者を決めており、昨年度は市内の二つの業者に委託をしていた。一つの業者が5路線で、もう一つの業者が3路線を運行。今年度については、その8路線全部を一つの業者が請け負うようになり、この業者が、これまで市のマイクロバスの運転業務の委託先であったため、今年の4月からは、そこまで対応ができないということになり、今年度については、このように増額の補正予算を計上しているとのことであります。

委員から、今年度だけこのようになったという理解で構わないかという質疑に対し、執行部の説明によりますと、入札によってスクールバスの運業者が決まるので、来年度のスクールバスの路線をどこがどれだけ取るかによって、また状況が変わってくる可能性もある。来年度以降、どのような形になるか分からないが、同じようなことが考えられる。こういった問題は、こども未来課だけではなく、全庁的にケースがあり、企画財政課、総務課も一緒に今後検討をしていきたいとのことであります。

また、委員から、入札の結果で1事業者が全部取ったということで、その入札で取れなかった業者にも運転手がいると思うが、そこにはお願いはできないものかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、お願いはしたが対応できないという返答だったとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第40号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」

歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

歳出中、5款1項2目農業総務費について。

委員から、事業の詳細について説明を求めました。

執行部によりますと、修繕料については、布地区、加久見地区、爪白地区の3地区であり、工事請負費については、加久見地区の復旧工事の費用。18節のうち、小規模基盤整備事業補助金は、津呂地区と布地区の補助金、農地機能回復事業費補助金は、貝ノ川郷地区、平ノ段地区、市野瀬地区2件、布地区、下益野地区の計5地区6件に対する補助金として計上しているとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、5款2項4目林道費について。

委員から、事業の詳細について説明を求めました。

執行部によりますと、林業関係は、布地区、立石地区、鍵掛地区、久百々地区、上野地区の計5地区に対する修繕費用として計上しているとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、5款2項5目治山事業費について。

委員から、修繕料の詳細はとの質疑に対し、執行部によりますと、布の流路の土砂撤去の費用として計上しているとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、7款1項2目すみよいまちづくり費について、委員から事業の詳細について

説明を求めました。

執行部によりますと、修繕料については、33件修繕箇所があり、825万円を計上、手数料は、三崎斧積上野線と長野市野々線の2か所での費用を計上している。すみよいまちづくり事業費補助金については、大岐地区、津呂地区、鳥淵地区、貝ノ川郷地区の計4件を計上しているとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、7款2項1目道路新設改良費について、委員から事業の詳細について説明を求めました。

執行部によりますと、道路新設改良費として、齒朶ノ浦線の道路改良舗装及び擁壁工を計上しているとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、7款3項1目河川費について。

委員から、河川しゅんせつ工事の場所はどこであるかとの質疑に対し、執行部によりますと、以布利のクダシ谷川、上野のユドン谷川を予定しているとのこととあります。

また、委員から、河川の改修工事の詳細について説明を求めました。

執行部によりますと、河川改修工事として、三崎の白岡川と下ノ加江の摺木谷川を予定しているとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、10款1項3目農業用施設現年補助災害復旧費について。

委員から、事業の詳細について説明を求めました。

執行部によりますと、委託料として、農業施設の災害復旧事業の査定設計書等の作成業務費用を計上。工事請負費として、立石地区の農道災害復旧工事、長野地区の農地災害復旧工事、農道災害復旧工事、平ノ段地区の水路災害復旧工事を計上しているとの説明。

さらに委員から、査定設計業務というのはどういうものかとの質疑に対し、執行部によりますと、現地調査、測量、写真撮影、査定図及び査定設計書の作成を行うとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、10款2項2目河川等単独災害復旧費について、委員から事業の詳細について説明を求めました。

執行部によりますと、道路は長野市野々線、河川は下ノ加江の八坂谷川、下ノ加江の摺木谷川、斧積の山ス谷川、宗呂のクルマ谷川、下ノ加江の清水谷川の災害復旧を予定しているとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、10款2項3目河川等現年補助災害復旧費について、委員から事業の詳細について説明を求めました。

執行部によりますと、道路が布立石中村線、齒朶ノ浦横峯線、遠奈呂線、叶崎脇ノ川線、大津小学校線の計5件、河川は、立石のタチバ谷川、鳥淵のトリブチ谷川、齒朶ノ浦の西谷川、

市野瀬の馬谷川、大津の大津川、旭町の旭川、三崎の白岡川、下川口の遠奈呂川が2か所、あと坂井の峠谷川の計10件、合計9,800万円を計上しているとのこととあります。

また、委員から、設計業務の委託先はどこかとの質疑に対し、執行部によりますと、高知県技術公社に委託しているとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、10款2項4目漁港施設現年補助災害復旧費について、委員から、事業の詳細について説明を求めました。

執行部によりますと、貝ノ川漁港の災害復旧の査定設計業務の委託費用、災害復旧工事費用を計上しているとの説明。

さらに委員から、貝ノ川の被害状況はどうであったかとの質疑に対し、執行部によりますと、貝ノ川の漁港付近にある防潮堤の倒壊しかけている部分のやり替え、河川沿いの導流堤の基礎部が水により掘られており、その部分の復旧工事となっているとの説明があり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第34号及び第40号については、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（細川博史君） 次に、総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 令和5年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第35号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について」

執行部の説明によりますと、令和4年第2回定例会9月第2回会議で条例改正の議決を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊迫した状況の中で、業務に当たる職員、主に消防職員、しおさい職員に対しての国家公務員と同程度の防疫衛生手当を支給することができるよう特例による規定を設けている。この特例規定は、国と同程度の取扱いができるということで設けたものであるが、国家公務員の防疫等作業手当について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に移行したことを受け、5月8日付で人事院規則が改正され、特例に関する規定が削除されましたので、本市においても、国と同様の取扱いとなるよう条例改正をするものとのこととあります。

委員から、主に消防職員、しおさい職員とのことだが、それ以外に対象の職員はいたかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、想定していたのは保健師で、結果として、実績はゼロであったとのことでした。

委員から、適用の時期と実績についての質疑があり、執行部の説明によりますと、適用の時期は議決以降、遡及はせず7月6日まで。実績については、しおさい職員に関しては、令和4年10月以降の実績はゼロ。消防職員に関しては、令和4年10月から令和5年3月まで、合計で延べ91回の実績が上がっており、金額にすると28万3,500円の支給となっている。令和5年4月以降については消防職員に関しても、実績はゼロであるとの説明があり、了承をいたしました。

2、議案第38号「土佐清水市立保育所・小学校統合実施プランの策定について」

執行部の説明によりますと、今回の統合実施プランの策定に当たっては、学校規模の適正化等について協議した、清水の保育・教育の在り方検討委員会の最終報告を受け、園児数や児童数の推移などを踏まえて、市教育委員会が案を作成し、その後、保護者への説明を行い、保護者の同意が得られなかったところはプランから除外をしたとのこととあります。統合の実施時期としては、令和6年度統合実施として、下ノ加江保育所をきらら清水保育所に統合。下ノ加江小学校と幡陽小学校を清水小学校に統合を実施するということとされております。

委員から、統合に当たって交流授業は、準備や手配が非常に大きな負担になっていないか、教員からは意見は出ていないかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、時間帯のことなどで意見は出ているが、統合の準備なので当然やってもらっている。教育の魅力化推進コーディネーターとともに学校、学校長と協議をし、終わったら振り返りをし、次回への改善といった手順を踏んで行っている。子供たちはとても楽しんで行っているとのことでした。

また、委員から、地域の皆さんの声はどのように拾い上げていくのかといった質疑があり、執行部の説明によりますと、統合前には、教育長、保護者代表、地区代表との間で覚書を交わすこととしており、その際に今後の学校施設等の活用も含めた話し合いをしたいと考えている。以前の中学校の統合の経験を踏まえ、交流授業を行うことで子供たちが安心して、気持ちよく統合できる状況をつくってほしいということ、地域や保護者、教員にも話し、意見を聞きながら進めていっているとのこと、了承いたしました。

3、討論について。

議案第38号「土佐清水市立保育所・小学校統合実施プランの策定について」、委員1人から反対討論がありました。

委員から、清水の保育・教育の在り方検討委員会の最終報告の中で適正規模について、保育所全園児数が10名以上が望ましい、小学校全児童数が20名以上が望ましいというのが、納得ができない。この形で統合を進めていくと、適正規模ありき、統合ありきになってしまう。適正規模自体も確かなものではない。地域に小学校があり、保育所を残すというのは、まちづくりの観点からも必要だと思う。若者が住める、子育てが端々でもできるような条件整備をし

ておくべきではないか。教育とは、予算がかかっても行うべきことで、経済効率で語れないものがあると思う。地域との関係から見ても、私はこの統合実施プランについて、反対するとの討論がありました。

4、議案第36号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第37号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第39号「財産の取得について」

以上、3件につきましては、特に意見もなく了承しました。

以上により、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第38号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告となります。

○議長（細川博史君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休 憩

午前10時43分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

10番、前田晃君。

(10番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) おはようございます。前田晃でございます。

私は、議案第38号「土佐清水市立保育所・小学校統合実施プランの策定について」に対しまして、反対の立場で討論を行います。

今回の保育所・小学校統合実施プラン、以下、統合実施プランと言いますが、では本市の園児数及び児童数が減少していることを理由に、幼児・児童の健全育成を図るには、一定規模の人数の中で切磋琢磨し合える環境が必要だとして、保育所及び小学校の適正規模を示し、それを下回る下ノ加江保育園をきらら保育園に、そして、下ノ加江小学校及び幡陽小学校を清水小学校に、令和6年度に統合する計画を提案しています。

しかし私は、次の4点の理由で、この統合実施プランに反対をいたします。

まず一つ目の理由は、統合実施プランが示す保育所及び小学校の適正規模、保育所であれば全園児数10名以上、小学校全児童数20名以上には根拠がないということです。特別支援教育にも示されるように、そもそも保育教育活動は、子供1人でも成り立つものであります。また、統合のメリットとされる協働的な学びは、小規模校であっても、交流学习やICTを使ったリモート授業など教育条件を整えることで十分に対応することができます。にもかかわらず、なぜ、保育教育活動の適正規模として10名、20名の線引きができるのでしょうか。その根拠が全く見えてきません。

二つ目の理由は、幼少期・児童期の子供の成長には、指導者の目が行き届く少人数での指導が必要だということです。少人数での丁寧な指導により生活と学習の基礎・基本をしっかりと身につけさせることができます。そして、それを土台に、子供の主体性や創造性が育ちます。統合することで、多人数での学びが期待できるとしても、指導者の目が届きにくくなることで、学習や生活面での基礎・基本の徹底が難しくなり、それは決して全ての子供のプラスになるとは限りません。多人数での子供同士の切磋琢磨は、中学校からでも遅くはないのではないのでしょうか。

三つ目の理由は、統合実施プランには、子供たちのことが最もよく分かっている保育士や教職員の声が反映されていないということです。この統合実施プランを答申しました清水の保育・教育の在り方検討委員会は、保護者へのアンケート調査を行い、保護者の声については集約をしています。保護者の意向尊重は高く評価するところではありますが、しかしもう一方の、保育や教育の専門家であり、毎日子供たちと関わっている保育士や教職員の統合に対す

る声については、集約できていないのではないのでしょうか。本市の保育現場と教育現場に何が
必要なのか、何が求められているのか、一番よく分かっているのは保育士と教職員の皆さんで
す。それらの皆さんを蚊帳の外に置いたまま策定された統合実施プランでは、子供たちの健全
育成を図ることにはつながらないのではないのでしょうか。

四つ目の理由は、統合実施プランが、まちづくりの視点を欠いているということです。保育
所や小学校の統合は、子供たちの保育教育環境が変わるだけではありません。とりわけ、保育
所と小学校は地域と密着し、行事等を通して地域住民の交流の場ともなっています。保育所や
小学校がなくなり、子供たちの声が消えることは、地域の火が消えることにつながります。少
子化だから、財政難だから、統合は仕方がないでは地域は寂れる一方となります。保育所や小
学校の統合問題は、子供たちの保育教育の問題であるとともに、まちづくりの問題でもありま
す。地域の声をくみ上げ、まちづくり、地域づくりの中に統廃合問題を位置づけて協議すべ
きではないのでしょうか。

最後に、検討委員会が行ったアンケートの自由記述欄に書かれていました小学生の保護者の
意見を紹介したいと思います。朗読いたします。

単純に人数のみで統合の判断はできないように思います。現状、完全複式ではありますが、
子供たちの学力に問題は感じておらず、むしろ自分たちで主体的に授業を進める力、同じ教室
に異学年がいることは様々な場面においてプラスに働くことも多々あるように感じます。1年
生から6年生まで、縦のつながりが強いこともまた素晴らしいです。そして、日頃から地域の
方々も、学校の関心、協力もよくしていただき、逆に子供たちが地域に出ていって交流したり
と、地域の中で生きる力を育てていただいております。大変感謝しています。今の教育体制の存続
を希望します。

以上ですけれども、地域にある小規模校のメリットがよく伝わってくると思います。

以上の理由によりまして、議案第38号「土佐清水市立保育所・小学校統合実施プランの策
定について」への反対の意思を表明しまして、反対討論を終わります。

○議長（細川博史君） 以上で、通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」及び議案第
40号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」の補正予算案2件を一
括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第34号及び議案第40号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「土佐清水市立保育所・小学校統合実施プランの策定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立多数であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「財産の取得について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長職務代理者 副市長。

(市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇)

○市長職務代理者 副市長(磯脇堂三君) 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

6月会議で御提案いたしました議案につきましては、追加議案も含めて、全て適切なる御決定を賜り、誠にありがとうございます。

6月2日の大雨による災害復旧費が認められましたので、これから早期復旧に向けて取り組んでまいりますので、関係者の皆様方の御理解と御協力をお願いするものでございます。

また、本会議で全国市議会議長会特別表彰及び感謝状、地方行政委員会並びに四国市議会議長会特別表彰を受けられました永野裕夫議員、全国市議会議長会感謝状、地方行政委員会及び四国市議会議長会一般表彰を受けられました細川博史議長、四国市議会議長会一般表彰を受けられました浅尾公厚議員、前田晃議員におかれましては、これまでの議員活動が高く評価されたものであり、改めまして敬意を表するとともに、心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。

本会議の審議期間中に、一般質問や各常任委員会を通じて、議員各位から寄せられた貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5月8日より、感染症法の位置づけが2類から5類へと

変更され、行動制限がない実に4年ぶりの夏本番がやってまいります。8月5日には、あしずりまつりの花火大会も予定されていますので、多くのお客様に御来清を期待するところでございます。

これから暑さが本番となりますが、皆様におかれましては体調にくれぐれも御留意され、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。お疲れさまでございました。

○議長（細川博史君） これをもちまして、令和5年土佐清水市議会定例会6月会議を終了いたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時01分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員